

石手川ダム水源地域ビジョン推進委員会規約

改正 平成27年 6月 8日

(名称)

第1条 本会は、石手川ダム水源地域ビジョン推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、石手川ダム水源地域ビジョン（平成17年2月石手川ダム水源地域ビジョン策定委員会策定）の精神に基づき、水源地域の環境保全及び自立的・持続的な活性化等に住民と行政が連携・協力して取り組み、石手川ダムの水源地域及び受益地域の発展に寄与することを目的とする。

(組織及び構成)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる者を委員（以下「委員」という。）として組織する。

- (1) 石手川ダムの水源地域の住民等
- (2) 石手川ダムの受益者等
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか推進委員会の目的に賛同する者

2 推進委員会の下部組織として、石手川ダム水源地域ビジョン推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設けるとともに、必要に応じて連絡協議会に部会を置くことができるものとする。

(役員)

第4条 推進委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 監事 1名

2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。

3 副委員長及び監事は、委員の過半数の同意を得て委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、会務の監査にあたる。

(連絡協議会の構成員)

第5条 連絡協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、次の各号に掲げる者から委員の推薦により組織する。

- (1) 石手川ダムの水源地域の住民等
- (2) 石手川ダムの受益者等
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか推進委員会が適當と認める者

- 2 連絡協議会の会長は、構成員の中から委員長が指名する。
- 3 部会は、委員長の承認を経て連絡協議会が設置し、部会長及び部会員は、連絡協議会の構成員の中から連絡協議会の会長が指名する。

(連絡協議会及び部会の役割)

第6条 連絡協議会は、推進委員会の決定に基づき、第2条に規定する目的を達成するため必要な事項を協議・検討する。ただし、必要に応じ推進委員会の承認を経て事業活動を実施することができるものとする。

- 2 部会は、連絡協議会の決定に基づき、連絡協議会における個別の事項を調査研究する。
(会議)

第7条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 推進委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、国土交通省松山河川国道事務所河川管理課及び松山市水資源対策課に置く。

- 2 事務局長は、松山市危機管理・水資源担当部長とする。
(財務)

第9条 推進委員会の財務は、国土交通省松山河川国道事務所河川管理課において処理する。

- 2 推進委員会の運営経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 3 事業の実施にかかる経費については、個別の事業毎に推進委員会において協議する。
- 4 前2項の規定に関わらず、特別の必要があるときは、関係者からの負担金等をもって推進委員会の経費にあてることができる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進委員会の運営等に関し必要な事項は、推進委員会の承認を経て委員長が別途定める。

(規約の発効)

第11条 この規約は、平成18年 5月10日から効力を発するものとする。